

平成28年度第1回三郷市景観審議会

- 1 開催日時：平成28年12月15日（木）10時00分～12時00分
- 2 開催場所：三郷市役所 6階 第1委員会室
- 3 出席者 7名（委員総数9名）
（委員）
横張会長、 田邊委員、 齋藤委員（欠席）、 松井委員、 岡庭委員、
永塚委員、 福脇委員（欠席）、 谷中委員、 小高委員

（事務局）
豊賀まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）
松本まちづくり推進副部長兼都市計画課長（以下、都市デザイン課長）
都市計画課： 中村課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）
浦川計画景観係長（以下、計画景観係長）
中村主事（都市デザイン課主事）
- 4 議 題
議案第1号 景観賞の募集及び入選作品の選定について 【意見聴取】
- 5 報告事項
（1）三郷市屋外広告物条例の施行について

（2）三郷市景観計画の届出状況等について
- 6 その他

7 議事内容

(1) 開 会

都市デザイン課長

[司会挨拶]

(2) 会長あいさつ

議長（横張会長）

[開会の挨拶]

都市デザイン課長補佐

[委員 9 名中 7 名が出席していることを報告]

議長（横張会長）

[会議録の署名委員について、岡庭委員と永塚委員を指名]

都市デザイン課長補佐

[傍聴の申し込みがないことを報告]

(3) 議 題

議案第 1 号 景観賞の募集及び入選作品の選定について 【意見聴取】

議長（横張会長）

では早速議題の審議に入りたいと思います。

それでは次第に従いまして、議案の第 1 号でございます。景観賞の募集及び表彰作品の選定についてということで事務局よりご説明お願いいたします。

計画景観係長

[景観賞の募集及び入選作品の選定について説明する]

議長（横張会長）

はい、ありがとうございました。

では、ただいま事務局からの説明にございました通り、この議案第 1 号につきましては、委員の皆様からご意見を伺いたい点として 3 点あり、景観賞の選考方法が 1 番目。2 番目は景観賞の選考委員会の立ち上げについて、それから 3 番目については景観賞の選考委員長の選任ということで、それではまず景観賞の選考や方法に関しましてご意見を伺いたいと思います。

田邊委員

今ご説明いただいた中で、資料1の一番最後のページに第1回景観賞の「景観賞評価シートの集計結果表」がついておりまして、それに対応して、この参考資料の「第1回景観賞受賞作品一覧」があると思いますけれども、この上位の賞と部門別順位とか総合順位というのは関連性があるのでしょうか。順位付けにこの点数がどれくらい関与しているかということなんですけれども。

計画景観係長

この総合順位付けにつきましては、特に表彰に関して利用している数字ではございませんで、あくまでも参考の数字になるんですけれども、順位のつけ方としましては、各委員の評価順位からくる平均順位をもとに総合順位を一回つけまして、それを部門別に順位をさらに付け直したという形になりますので、あくまでも平均順位をもとに各部門の順位をつけているという形になっております。

田邊委員

わかりました。そのときにちょっと感じますが、この表を具体的に個別にみていくと、例えば、ある評価軸だけは非常に評価が高く、ある評価軸は全くダメというような案件が、特にAとかBがそうだと思いますけれども、Aは道路空間との調和という意味ではかなり高い点を獲得していますし、Bというのは街の景観に配慮した形態意匠・色彩・材料等生かしているというような点ですべての案件の中で一番高い配点を得ているんですが、総合的にはあまり順位は高くないというようなところがあります。どうしてもやはり、バランス型なのか、どこか一つ非常に傑出したところがあって評価が高くなるのかということがあると思いますので、こういうものをうまく調整して、上位賞に掬い上げていくような調整ができることも一つは必要ではないかと思いました。

計画景観係長

そうですね。たしかに例えば今おっしゃったとおり、作品Bの景観の視点の3.9点は高得点ということですので、そういった高得点が出たところについて、今回のくくりで言う景観賞なのか景観優秀賞なのかというその選択の基準を設けたほうがいいのか、ということでもよろしいでしょうか。

田邊委員

そうですね。まあ、あくまで参考にされたほうがいいのかということですね。

都市デザイン課長

全体的にどれくらい応募が来るかにもよるんですけども、できるだけたくさん応募が来た中で、例えばこの点がすごく優れているとかそういう結果があれば、できれば賞の中で道路景観に優れている賞だとか、そういう風に部門ごとに表彰するようなことも検討できるくらい、応募がとにかくたくさん来ていただけるように頑張っ、その辺も検討していきたいなと思います。ありがとうございます。

議長（横張会長）

はい、ほかにいかがですか。

あの、ちょっとすいません。二点、一つは細かい話なんですけれども、今のこのA3の表で、例えばですけど、一番左上の2.3点となっているのですが、その周りに個別の委員の評価点が並んでいるわけですよね。で、この周りの点数足してくと全部で21点で、それを「0」を抜いて8で割っても、あるいは「0」を入れて10で割っても2.3という点にならないのですが、これはどういう計算だったんですか。

計画景観係長

この表の癖で申し訳ないのですが、右上、上欄の4つ数字が並んでいると思うんですけども、右から二番目はカウントしていません。0と表記してしまったのですが、この0という表記は実はカウントしてなくてですね、9人分のカウントです。

議長（横張会長）

9人分なんですか。

計画景観係長

10人分の表記となってしまうんですが、9人分のカウントです。

議長（横張会長）

要するに0点つけたっていうのと、いなかったっていうのが同じ0になっていると。

計画景観係長

同じ0になってしまって、申し訳ございません。そういう形になっております。

議長（横張会長）

わかりました。そういう細かい話ですね。

少し大きい話としては景色部門ですけれども、公共の場所からみられるというような規定になっていますけれども、御市にあるかどうかちょっと微妙なんですけれども、例えば公開空地みたいに民地なんだけど公共性を有しているような空間から見ているとか、あるいは、こうした例もあるかどうかわかりませんが、事業者が例えば自分の建物の屋上を公開していて、そこから見ているとかですね、そういうケースってこれは景色部門の対象になるのですか。

計画景観係長

一応、誰もが立ち入れる場所という考えがございますので、対象となるという風に私は考えております。

議長（横張会長）

そうするとさっきのお話ですと、要するに公共の場所が対象であり、民地は対象にならないという風なご説明だったと思うんですけれども、今のように民地だけでも公共性を有している施設は対象にするということですよ。

今申しましたように、事業者が自分の敷地内をオープンにしている、そこでさらに「周りの景色を見てください。」みたいなケースがあった場合には、これむしろ積極的に評価してあげるべきものなのではないかなと思うんですね。ですので、そういうのってどこで受け止めるのかなあと。しかもその景観部門の表彰の対象者は応募者ですけど、例えばそういう事業者っていうのは表彰してあげなくていいのかなとか、その辺この景色部門っていうのは結構いろんな議論があるところかなと思います。

それから、もう一つ言ってしまうとですね、三郷市から見る景色なのか、三郷市を見ている景色なのか、それも一つの論点としてあり得るのかなと思います。例えばその優秀賞もそうではないかと思うんですけど、それはつくばエクスプレスの橋と朝日ですよ。ということはこれ三郷市を見ているのでしょうか。

計画景観係長

こちらは三郷市の土地から見ている。要は三郷市から見える景色ということになります。

議長（横張会長）

三郷市から見える景色なんですね。

でも例えば、川の反対から三郷市を見た時の三郷市の景色が素晴らしいといったケースってというのは、これむしろ対象にしてあげるべきだと思うんですよ。その辺の整理はどうなのかなって思いますね。

計画景観係長

まず一つ目の民有地からの件なんですけれども、確かに、募集要領、議案書の6ページ 景色部門、のところに、「公共の場所からみられる場所」という文言と三つ目のですね「民間の土地からみられる場所」、これがあいまいになってしまっている感じが見られます。当初作った当時にこういう場合はどうするんだっていう議論を確かしていなかったと思いますので、こちらは応募があってからになってしまおうと思いますが、実際のところは、公共の誰もが入れる場所ということであれば可なのかなと思います。

議長（横張会長）

私はありだと思いますよ。例えば駐車場の屋上からたまたま見えた景色が素晴らしかったと。その駐車場は民地にあると。そのときにそれを除外すべきかと言ったらそうではなくて、それはぜひ受け止めてあげるべきではないかと思うんですけど、厳格に読んでしまうとそれは民地だから駄目ですということになってしまうのかなと思います。

都市デザイン課長

今のおっしゃっていただいた内容で、私どもの考えている内容では、誰もが立ち入れる場所から見えるのは対象としているというようなことでいいと思うのですが、先ほどおっしゃられた中で、駐車場の屋上から見える景色の場合に駐車場の持ち主の人を表彰の対象にするかというところがちょっと今検討していない部分になりますので、そこについては少し検討しないとイケないのかなと考えております。

議長（横張会長）

別にそんな、そこから景色を楽しんでくださいということを意図してなくて、たまたまそこから見た景色が素晴らしいということが応募されてきた場合には、それはあえて民間事業者を表彰しなくてもよいかもしれないけど、先ほど言いましたように、民間事業者自身が「うちの屋上からの景色楽しんでください」というという形で屋上を公開しているといったような場合には、これは事業者を誉めてあげてもいいんじゃないかという気がするんですね。

都市デザイン課長

それではそのような方向で一度検討させていただきまして、また実際に次の時にどのような作品が出てくるかも含めまして、選考委員会のほうにお出しできると思いますので、その中でまた検討させていただければと思います。

議長（横張会長）

そうした事業者さんが増えてくれることは景観という観点から考えれば、いいことですので、ぜひそれを奨励するようなことを考えられたらどうかなということですね。

議長（横張会長）

他にいかがでしょうか

松井委員

応募の仕方なんですけど、このカラーでいただいている前回の景観賞の表彰作品を今回も同じ人が提出してもいいのかということと、それから景観優秀賞に、桜とモミジとつくばエクスプレスとかありますけど、これが表彰されているってことは同じように撮影者がここが気に入ってまた撮影した場合も出てくるのかなとか、知っててやる人と全然知らないでやる人とかそういう場合ももしかしたら今後でてくるのかなと。それから、長い未来に向かえば、出尽くしてなくなっちゃうとかいう場合も、景観の場合いろいろ考えられるのですが、また同じものをもう一回出せるのかということと、違う人が出した場合どうなのか、その辺はどうお考えでしょうか。

都市デザイン課長

前回とまったく同じ方が同じ景観の写真を出してきたという場合には、これは対象とするのはいかがなものかという風に思うのですが、ある程度三郷の代表的な景観ということになりますと、限られているといえますか、その中で市制何周年記念ということで、パネルにしても出すという予定もあります。そのところで三郷市で新住民といいますか、結構まだ人口も増えていてですね、新しく市民になっている方も結構いらっしゃるものですから、ある程度5年おきに、三郷の代表的な景観をパネルにしてパネル展示やるというのも、目的の一つになるかと思いますので、同じような景観を出してきても、それは対象とすることでもいいのではないかという風に考えております。

松井委員

そうしますと景観を撮るカメラの技術の優れた人が、賞に値するような気が少しします。今のお話を聞いていて、プロカメラマンに頼んだら表彰されちゃうのではないかと。同じ場所をとっても、プロとアマチュアでは相当違うんじゃないかなと思うんです。その辺、同じものをとった場合は多少写りが悪くても表彰してもらえるのでしょうか。

都市デザイン課長

あくまでも、最初の選考というのは写真で見ていくわけなんですけど、最終的には現地に行っておそこから見える景観ということで、先ほどの選考の視点に基づいて採点していただくような形になりますので、最終的な写真の出来栄でよし悪しを最終決定することではない、ということで行いたいと考えております。

議長（横張会長）

例えば、同じ景色をお二人の方が応募してきて、お一人はプロ顔負けの技術をもっていて、もう一方はアマチュアの方。この場合は両方が表彰対象となるんですか。

計画景観係長

そうですね。景観の視点という形でこの評価シートを行う目的としましては、現地に委員さんの皆さんが行かれて、「あ、こういう景色が見られるんだ。」という形で審査しますので、写真のよし悪しで特に判断はしないですね。

議長（横張会長）

それは、もしお二人が同じものを対象に応募されてきたらお二人とも表彰対象ですか。

計画景観係長

対象になります。

議長（横張会長）

あのつくばエクスプレスと朝日は相当に写真がお好きな方が撮られているという気がしますが、同じアングルで同じ写真をもっとアマチュアの方がパチッと撮ったというのと両方出てきたら両方表彰してあげることですね。

都市デザイン課長

そうですね。はい。

永塚委員

応募期間が1月1日から平成29年の1月31日となっているわけなんですけど、この景観賞に桜の写真があるわけなんですけど、桜といえは4月という頃が、まあ一般的に咲くわけなんですけど、過去に撮った写真でもいいと。そうするとこの期間ですと現地に行けないですとか、でも過去に写真を撮ったよと。その辺が現地で見るとギャップがあって、今ですと枯れて何も無いということも発生するので、その辺の決め事も決めておいたほうが、現地に行ってもこの状態でない場合もあるので、この期間の時にその風景でないとダメなのか、というところはいかがなものでしょうか。

計画景観係長

期間についての定めはございません。委員の皆様が現地に行かれて、想像になってしまいうんですけども、こういう景色が今現在みられるだろうということであればOKだろうと考えております。例えばですね、写真を撮った時にあったものが今現在なくなってしまった、というものに対してはちょっと表彰が難しいのかなという風には考えております。

議長（横張会長）

以前確かそういう議論がございまして。心眼で見てください、そういう桜の花が咲いていると想像してみてください。そういう話があった気がいたします。

永塚委員

今の話の中で、例えば平成23年度に撮影された写真が載っていますけど、5年に一度選考して表彰を決めるということの中で、例えば平成24年度以降現在まで撮った写真が参考になるのか。今言われるように4年間のブランクの中で平成24年に撮ったものが、現在は少し周りを変化してきたという場合もあると思うんですけども、応募するときに撮影年月日というのは入れるんですか。

計画景観係長

応募用紙のフォームの中に撮影年月日いつ頃という形で書く欄はございます。

永塚委員

そうしないと四季の感覚が出てこないですね。

議長（横張会長）

議案書の9ページに撮影年月日が何月何日の何時頃というのを書く欄があるんじゃないかと思えますね。

永塚委員

どれくらい過去にさかのぼってもいいかという例えば一年以内とかっていう限定はしていないんですよ。

計画景観係長

していません。

先ほども申しました通り、今現在見られる景色が想像できるのであれば問題ないのかなと、また、その景色がなくなってしまった場合にはちょっと表彰は難しいのかなという風に考えております。

議長（横張会長）

でも、それが応募の要領の中には、あまりはっきり書いてないですよ。

ですので、例えば、「今はなくなっちゃったんだけど昔あった懐かしい景色なんだ」というようなものを応募されてこられる方っていうのもあり得ますよね。昔の、例えば田んぼが広がっていたのどかな景色が懐かしく、それを応募したいってことはあり得ますよね。それは対象にしませんとは書いてないので、応募された方にしてみると、せっかく応募くださったのに、そういうのはそもそも対象にならないんだっていうのはちょっと残念に思われるんじゃないですかね。

計画景観係長

応募して来られる方の作品にもよるのですが、そういった応募があった場合には、今現在募集要領に決めてはいないんですけども、事務局のほうでどのように対応しようか検討させていただきたいと思います。

議長（横張会長）

そうですね。この手の話は言い出すときりがなくて、いろいろなケースが出てくると思うんですけども、やってみた結果としてどういう作品が上がってきたかとか、その上がってきた作品で本来であれば拾ってあげたかったものが、しかしこの要領との間のある種の齟齬の中で落ちちゃったとか、そういう反省はぜひ、終わった後でも結構ですけどもしたほうがいいかと思えますね。

岡庭委員

前回の景観賞の中で、3作品が入っている方がいるわけですね。一人の方が三作品景観賞に入っているということで、応募総数が少ないのかなという風に見ているわけですが、少ないからどうしてもこういった趣味じゃないですけど、好きな方が特に入ってしまう可能性があります。募集期間が11月1日から1月31日という中で、広く三郷市民の方にこういったことが知れ渡っているのかどうか、ちょっと疑問だと思うんですね。ですから前回もこういった作品数が少ないっていうのが一つのネックではないのかなと思うわけです。

現段階でどのような形で募集をかけているのかお聞きしたいのですが、

都市デザイン課長

募集の期間が11月1日から1月31日ということで、10月の広報誌のほうに応募の案内を載せることと、それから市のホームページのほうに案内を載せて今募集しているところです。さらに、募集用のポスターを作ってありまして、それを各公共施設に掲示して募集をしているところです。ただ、今現在のところまだ実際に応募しているのは、問い合わせ等はあるのですが、実際の応募は今現在まだないということで、今後さらにPRをしていかないといけないのかなという風には考えております。

岡庭委員

私も今、自治会長をやっておりますので、広報誌を今日配るんですけど、会員の方に聞くと広報誌あまり見ないとか、インターネットについても、写真とか好きな方はだいたい高齢の方が多いんですけど、そういった方はネットはやらないという事です。じゃあどこかこういったポスターを見るかというのと、家の周りは歩くんですけど、そういった公共的な場所はなかなか行かないと難しい点がありまして、なるべくこれが三郷市民の方皆さんに知れ渡って、こういうことがありますよということが分かって、応募がたくさん来るのが一番いいのかなと思います。まあ現状では今言われた三つの点、プラス何かの方法がないと、今後偏った方が応募してくる形になるかと思っておりますので、ちょっとその辺ご検討いただければと思います。

都市デザイン課長

前回と違う点として、一つはインターネットでホームページから申し込みができるという点、まあインターネットはあまり使われてないんじゃないかというお話なんですけど、そういうこともしておりますし、それからあまり応募がないようですと、市のほうでTwitterとかFacebookというところで情報発信をしておりますので、その辺を活用して情報発信をしていきたいと考えております。それからポスターを今、公共施設のほうには掲示しているわけなんですけど、ちょっと可能かどうかあれなんですけど、駅ですとか商

業施設ですとか人が集まるところにもう少し掲示を増やしていけたらいいのかなということもあります。それから、前回の時にですね、特に中高生向けに応募してほしいということで案内をしたんですけども、結果的にまったく応募がなくて、ちょっと失敗というかですねゼロの応募だったんですが、中学とか高校の中に写真部とかそういう部活動なんかがあると思うので、そういうところに直接お願いするというのも一つの方法なのかなという風に考えております。

岡庭委員

広報誌の中に記事として載ると皆さん読まないんですよ。そこでぺら1枚で入れると逆にそれをとってみたいという可能性がある。それは可能ではないですよ。

都市デザイン課長

そうですね。広報誌のほうの間に入れるものについては、年間計画とかで先に予定を入れないと、急にはできないというような仕組みになっておりますので、ちょっと今回に関しては申し訳ないですけど、今からはできない事になります。

計画景観係長

先ほどのポスターの掲示場所なんですけれども、駅にはポスターを貼っております。

小高委員

これは先ほど申し上げた通り、要は三郷の素晴らしい景観の提案ですよ。一つは、例えば小学生、中学生とかっていう一般の方が、ここがいいよっていう。新しく入ってきた方、あるいはもともと三郷にいる方っていうのは、見るところが違うと思うんですけども、応募要領が多すぎて、たぶん素人の人がここがいいよって言いにくいんじゃないかと思います。今の広報の仕方が甘いとは思いますが、もっと簡単に、住んだ街で一番目についた所を、住所でもいいし簡単な写真でもいいんですけども、簡単に応募する要領のほうがよろしいんじゃないでしょうか。ちょっとこれ素人の人がこの要領を読んでも、我々もある程度知っている方は何とかできるでしょうけど、普通の小学生、中学生あるいは一般の長く住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんなんかが見た場合になかなか手が出しにくいんじゃないか、応募しにくいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

都市デザイン課長

確かに要領ですと文字がいっぱい書いてあってわかりづらいんですが、実際に我々がPRしているものについてはポスターを作っておりまして、それはもう少し簡単に応募できるような形で、わかりやすくはしております。

小高委員

ポスター貼ってあるところを見たことないんですけども。関心がなかったのかわかりませんが、駅とおっしゃいましたけど、駅も見たことないし、公共施設も見たことないです。

谷中委員

私も初めて参加させていただいて、まず、広報をしているのかどうか私もわからなかったんで、公共施設にいろいろ出したということだったんですけども、私もしょっちゅう市役所のほうに来るんですが、そういうところに目がいきません。まずいいことをやるのであれば、広報の仕方から変えたほうがいいのではないのでしょうか。11月から応募が始まっているということなんですけれど、もう1ヵ月半くらいたつわけじゃないですか。そこで、問い合わせはあったにしろ応募はまだないんですよね。その広報の仕方というのは問題があるんじゃないかと思います。そういうのを変えていかないと、前回15作品だったんですけど今回それだけ集まるのかどうかというのも心配ですし、そもそも応募がないのでは、やってる意味があるのかという原点に行ってしまうと思うんですよね。だからその辺をちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思いますね。

都市デザイン課長

そうですね。その点はやはり景観賞をやる上では一番心配される部分なので、先ほどもちょっとお話ししたんですが、いろいろな手段を使って広報していきたいという風には考えております。

田邊委員

先ほど同じ方が三作品入っているという指摘があったと思うんですが、おそらくこの方設計者じゃないかと思うんですよね。で、自身の作品をこういった形で応募して表彰してもらっているということだと思うんですけど、こういう使い方もあるんじゃないかと思います。例えば設計にかかわっている方、今日は建築士会さんとか事務所協会さんがいらしてますから、そういうところに、ターゲットマーケティングではないですけども、直接何かないだろうかというご相談をするということもあると思いますし、あとは不動産関係の団体があると思いますから、少しそういうターゲットを絞って、今応募

するとかなりいい確率で入るんだよっていうことをわかっていただくと、こういうものを自身のキャリアに利用しようという方も出てくると思いますので、幅広く駅で見ていただくというようなやり方とともに、少しターゲットを絞って、応募してくれそうなところに依頼をするということはあるんじゃないかと思うんですね。

川を挟んで向こう側の松戸市ですと、地元の建築士会の方がかなり面白おかしく、自分たちの仲間がやったものをお互いに応募しあったりとか、古くから松戸にあるものでこれなかなかいいよねっていう、かなり古いものも含めて応募が出てきたりもしてますので、少し相手も選んでアピールするということも必要なのかなという風に感じました。

都市デザイン課長

ありがとうございます。大変参考になりますので、その辺について検討して、実際にできるようにやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議長（横張会長）

ほかにいかがでしょうか

松井委員

繰り返しになるかと思いますが、景色部門というのは公共のものが多いので、これはもうどうにもならないという、あるものを写真にとるということで、住んでる市民はどうすることもできなくてたいたい場所を写真にとるというただそれだけかなと感じがします。それから活動部門を見ますと、谷口南町会さんと天神町会さんと、私も今彦成町会の町会長やっていますが、確か年に二回町会長会議があって、私二回とも出席していますけど、私の記憶ですと、こういったことがアナウンスされていなかったんじゃないかなという気がします。それから、この景観賞の目的で、良好な景観形成による市民および事業者の意識高揚を図るという素晴らしい目的があるわけなんですけど、そうすると、先ほども言ってらっしゃった広報活動をもうちょっと横の連携を良くしてやっていただければ、私ども町内会の人も、一生懸命やると認められるとか励みになります。天神町会さんと、谷口南町会さんはこういうことを知っていたということで、もうすこし広報をまめに、町会にもしていただければもう少し応募が増えるのかなあ、ということでぜひお願いしたいという風に思います。そうでないと、町会の住んでいる人がこういうことを知っていると、「うちの町会はやってないの」とか、そういう風に逆に皆さんに言われる場合もありますので、もう少しまめに広報活動をお願いできればなという風に思います。

それから、建物・みどり部門のほうは、先ほども繰り返しますけど、やはり一番の元
っていうんですか、設計段階からこういうことを知ることによって、設計者もそれから
建主さんも、景観賞に興味があればそういったことを気にしながら設計をすると思いま
す。たまたまできちゃったものをここはいいから景観賞にしようというそういう考えも
あるかと思いますが、最初の設計の段階から「三郷市の景観をよくするためにこういう
設計をするんだ」という風に、ぜひプロの設計士さんには設計していただきたい。「色も
できるだけこういう色を使うことが、市の景観をよくする」とかそういったことも必要
なので、入り口のところから一緒になってやっていくことが必要かなと思います。でき
たものを見ていい悪いってこともあるかもしれないですが、できる前から設計者が計画
していく、そういう風なことで、今申請は役所じゃなくて民間機関というところがあり
ますので、そういうところにもお願いしてやられてはどうかと思いますけれどもいか
がでしょう。

都市デザイン課長

そうですね、市内の建物の景観をよくするというで、市のほうで届け出も受けて
いますし、さらにこういう景観賞、良い景観の建物については景観賞という賞があると
いうものをアピールして、景観賞をとれるような建物を市内にどんどん増やしていき
たいというのが本来の目的で、ちょっとそれに関してのPRが足りないというところはあ
ったかと思うんですが、まさにおっしゃられたようなことで景観賞もやっていますので、
さらにPRしてそういう目的が達せられるような景観賞となるようにしていきたいと思
います。

議長（横張会長）

はい。先ほどの田邊委員もご指摘の通りで、実際にその設計にあたる方々に、なるべ
く事前から周知されることによって、こうした賞をとることが自分のキャリアにつな
がっていきますよといった周知、それを通じて今松井委員がおっしゃったように、そう
した動きにつながっていくような、そういう配慮をぜひ募集の段階からお願いしたいな
と思います。

どうもありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

一同

〔意見なし〕

議長（横張会長）

まあ、いろいろと今ご指摘いただいたようにですね、本来であればやはり募集を開始する以前に議論して今回の募集から反映していただくべき点もあろうかと思しますので、まあ、いろいろなご事情の中でこのような時期になってしまったというのは致し方ないのかなと思いますけど、ぜひ早めにご相談いただきたかったという気がいたしますね。

それでは、すでに募集も始まってしまっているということでございますので、なかなか皆さんご指摘の点に関してすべてを今年の募集から反映させるということについては難しい点があろうかと思うんですけれども、作品の選考ということにつきましては、今回事務局よりご提案いただいた方法という形で進めていくということにつきましてはいかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

一同

〔異議なし〕

議長（横張会長）

はい、どうもありがとうございます。

それでは、いろいろと皆さまからご指摘いただきました点につきまして、できる限り今回の募集から反映していただくということをおねがいしつつ、本日の意見をもとに事務局案を一部修正してから景観賞の作品について行うということにつきまして、皆様の方から異議がないということですね。ありがとうございます。

それでは次に景観賞の選考委員会の立ち上げ及び会長の選任についてご意見を伺いたいと思います。

先ほどの事務局の説明の通りですね、選考委員会の会長は委員の互選によって決定するという風になっております。選考委員会の立ち上げ及び会長の選任につきましてご意見、ご質問、または会長の候補としてどなたか推薦される方がいらっしゃいましたら、ここで聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

一同

〔意見なし〕

議長（横張会長）

皆様方より特にご意見がございませんようでしたら、本来であれば立场上私が委員長をお受けするという風に申し上げるべきところなんですけど、大学の公務の関係で、ちょうどこの選考の時期にやや長めの海外出張が入ってしまっておりまして、委員長という形でお受けしてしまうと、選考に差し障りが出てしまうという危惧を覚えるものですから、大変申し訳ないですけれども、できましたら田邊委員に委員長をお願いしたいので

すが、よろしいでしょうか。

田邊委員

はい。ご指名いただきましたので、力不足のところは皆様にご協力いただくということを前提に、お引き受けさせていただきます。

議長（横張会長）

ということで、お引き受けいただけるということで、皆様よろしいでしょうか。

一同

〔異議なし〕

議長（横張会長）

はい。どうもありがとうございます。

では大変申し訳ございませんけれども、ぜひ少しでもいい賞を選ばれますように、皆様のご協力をいただき、選考を進めていただければと思います。

どうもありがとうございました。

4) 報告事項

三郷市景観賞の届出部門の選考状況について

議長（横張会長）

それでは続きまして、次第の4でございます。報告事項が2点ございますけれども、まず1点目の三郷市の屋外広告物条例の施行につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

計画景観係長

〔三郷市屋外広告物条例の施行について説明する〕

議長（横張会長）

はい。どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

これは、確かに今おっしゃったような、一口に規制緩和の方向で動いている部分があると。それはいわゆるPPPに代表されるような民間の活力を、公共的な施設とかあるい

は空間に対し積極的に取り込んでいきたいというような、今、国交省の一つの政策の柱になっているものですから、その流れの中の話なんです。一方で非常に大きな問題として懸念されているのが、すでにお聞きになられていると思いますけれども、いわゆる都市の縮小とかコンパクト化という話なんです。特にこういう広告物がらみの話としては、今まではずっと出すことに対するある種の規制とかコントロールだったんですけど、簡単に言うと引っ込めるということに対するコントロールが全然ないということなんです。要するに、廃業してしまったとか、業態が変わったとかいう中で、そのまま放置されてしまうような屋外広告物とか、あるいは業態が変わっているわけではないけれども、十分な維持管理がなされないままに放置され、その結果として、以前札幌で落ちこちてしまったという大きな事件がございましたけれども、ああいう出した後あるいはさらにそれを引っ込めるという段階に対するコントロールを強化しなきゃいけないというのが、実は大きな流れとしてもう一つあるんですね。それをどう受け止めるかっていう話も、いずれ間違いなく降ってくる話でありまして、アメとムチじゃございませんけれども、出す方に関しては少し緩和の方向ではあるけれども、その代わりに、そのあとの始末ってということに対しては強化するというようなことが、大きな流れとしてはあります。ですので、その辺をぜひ今後改定をお考えになられるとしたらば、併せて検討をされなければならないことという風に思いますね。

他にいかがでしょうか。

松井委員

この21ページに今先生がお話しされたようなことが書いてあると思うんですけど、今出ているものに関してはね、まあやむを得ない部分があると思うんですが、この(1)の5行目に部材ですかね、腐食変形するわけなんですけれど。やはりこの部材を特定しない限り、なかなか難しいのかなと思います。一般的にまあ屋外ですから、鉄骨にトタンみたいなものを取り付けるわけなんですけど、やはり鉄骨の肉厚とかそれからここに看板の落ちそうな絵がありますけど、この部材を特定しない限りは、5年から10年で腐ったり、腐食したりして落下する。今後ますます風が強くなると危ないということになります。ここに書いてある通りに維持管理って実際は相当難しいんじゃないかなという気はするんですね。ですから、つけないのが一番いいのかもしれませんが、つけざるを得ない場合は部材の特定をしっかりとっておかないと、住んでる人が巻き添えになる可能性ってというのが考えられるんじゃないかなというところですかね。つけた人が定期的にやはり5年前後くらいにきちっとメンテナンスをしておかないと、強い風が来た場合はふっ飛びますね。そこを考えていただけないものかなと思います。

都市デザイン課長

屋外広告物の関係ですと、3年ごとに許可の更新がありますので、その時にある程度安全性についても、自主的にはなるんですが、確認して許可を更新するというような形になっております。確かにいろいろ事故も起きておりますので、管理の関係については今後検討していかねばいけないとは感じておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

松井委員

先ほど先生のおっしゃられた、倒産とかかれてそのままなっているところももしかしたらあると思うんですが、そういう予算っていうのはとっているんでしょうか。やはりこう市がやらざるを得なくなるようなものがあるかもしれませんよね。その時に予算がないとできないと思いますので、そういう予算というのはどう考えているのかなと思います。

都市デザイン課長

今現在のところは、予算まで取っているようなところはないんですが、まず現状を把握するような形で点検していくことを検討したいと思います。

松井委員

ありがとうございます。

議長（横張会長）

日本全体が縮小社会になっていく中ではですねその種の措置をとにかくしなければいけないケースがどうしたって今後増えていくんだと思います。ですので、そこはあらかじめお考えいただいた方がよろしいんじゃないかと思いますね。

ほかにいかがでしょうか。

一同

〔意見なし〕

議長（横張会長）

よろしいですか。ありがとうございます。では本件につきましては報告事項ということで締めさせていただきます。

4) 報告事項

三郷市景観賞の届出部門の選考状況について

議長（横張会長）

では最後になりますけれども、報告事項の二番目で、景観計画に基づく届出手続きの状況につきまして事務局よりご説明お願いいたします。

計画景観係長

[三郷市景観賞の届出部門の選考状況について説明する]

議長（横張会長）

はい、ありがとうございます。

ということでございますが、皆様方よりご質問等ございましたらお願いします。

いかがでしょうか。

田邊委員何か補足されることはございませんでしょうか。

田邊委員

はい、私アドバイザーを兼務しておりまして、この案件も関わらせていただいております。一応私の考え方として、私自身はこの案件の設計に関わっているわけではないですけれども、自身も設計に関わる立場として、いくつかプライオリティというかやっていたらいいかなというレベルのことと、これくらいはできるだろうということになるべく織り交ぜて助言をするようにしてまして、今回、一番最後の案件はちょっとわかりませんけれども、前の4件についてはできないことできることはあるけれども、まったくゼロ回答ではなかったという点についてはいい対応が得られたのかなという風に思います。しかし、例えば2番の共同住宅の案件、この中で「販売戦略上周辺の競合物件との差別化が重要である」というこういう認識というのは、逆の見方をすると「我々は景観は軽視している、周辺と合わせる意思はない」というような企業さんの意思表示でもあると思うので、こういうところは一度の調整で看過してしまうのではなくて、それであればできることはないかというような、もう少し段階的な協議で着地点を見出すということもないと、企業さん側に景観という意識が根付いていかないのかなという印象をもちました。

議長（横張会長）

はい、ありがとうございます。

実態としては難しいところがあるんですね。

ほかにいかがでしょうか。質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

一同

〔意見なし〕

議長（横張会長）

長い目で見てもらえれば、こういったことに対する配慮というのは決して企業利益に反しないのですけれど。ただ一方で漏れ聞くところでは、三郷市さんもそうした業態が多いのかもしれませんが、郊外に行けば行くほど、だいたい5年から10年のうちに初期投資を回収したらそこから先はさっさとずらかっちゃう、というような業種も決して少なくないという風に聞きます。そういう業態の方にとってみると、別に景観なんかどうでもよく、5年くらいで当然いなくなるんだからというような考え方です。結果としてそういうことがなかなか減らないというのものもあるのかもしれないですね。つらいところですけどね。

では特にご質問等ございませんようでしたら、本件につきましては以上とさせていただきます。次第としてはその他ございますけれども、何か事務局の方でございませうでしょうか。

計画景観係長

特にございません。

議長（横張会長）

よろしいですか。

はい、わかりました。

では、私が議事進行を行う案件につきましてはすべて終了ということでございますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。ご協力を感謝いたします。

（6）閉 会

都市デザイン課長

ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

それでは、閉会のあいさつを副会長の田邊様をお願いいたします。

田邊委員

〔開会のあいさつ〕

都市デザイン課長

ありがとうございました。

次回は2月ということで、選考委員会で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

これを持ちまして本日は閉会といたします。

ありがとうございました。